

規制の事後評価書

法律又は政令の名称：著作権法の一部を改正する法律（令和三年法律第五十二号）

規制の名称：補償金等の徴収・分配に係る指定法人制度の新設

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止

担当部局：文化庁著作権課

評価実施時期：令和7年3月

1 事前評価時の想定との比較

- ① 課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響が生じている場合、その影響について記載する。また、規制の事前評価時には想定していなかった影響が発現していないかを確認し、発現の有無及びその内容を記載する。

令和3年5月に成立した「著作権法の一部を改正する法律（令和3年法律第52号）」において、著作物等の公正な利用を図るとともに著作権等の適切な保護に資するため、放送同時配信等における著作物等の利用を放送等における利用と同様に円滑化するための措置を講ずることとされた。

こうした著作物等の権利処理が円滑に行われることの必要性は事前評価後も変わっておらず、課題を取り巻く社会経済情勢等の変化による影響及び想定外の影響の発現も無い。

- ② 事前評価時におけるベースラインの検証

規制の事前評価後、大幅な社会経済情勢等の変化による影響があった場合は、これを差し引いた上で、事後評価のためのベースライン（もし当該規制が導入されなかったら、あるいは緩和されなかったらという仮想状況）を設定する。

規制の事前評価時には、本規制を実施しない場合には、利用される著作物等が多種多様であること、本制度に係る補償金請求権を有する権利者も無数になること、本改正の適用を受ける可能性がある放送事業者の数が膨大に上ることなどから、権利者に個別に補償金を支払う方法や、複数の指定管理事業者によって補償金を管理する方法では対応が不十分となり、ひいては視聴者の利便性向上が達成されず、かつ放送同時配信等の取組も停滞し、我が国のコンテンツ産業の振興を図っていく上での障壁となってしまうとの仮想状況をベースラインとしていた。

規制の事前評価後、課題を取り巻く大幅な社会経済情勢等の変化による影響は見受けられない

ため、ベースラインは事前評価時から変わらない。

③ 必要性の検証

規制の事前評価後に生じた、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響又は想定していなかった影響の発現を踏まえた上で、当該規制の必要性について改めて検証し、記載する。

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢等の変化による影響及び事前評価時に想定していなかった影響の発現はない。

本規制により、著作物等の権利処理がより円滑に行われるとともに、今後の放送等を取り巻く環境の変化等への迅速な対応に資する観点から、本規制の必要性は引き続き認められる。

2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

④ 「遵守費用」の把握

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められるが、特に「遵守費用」については、金銭価値化した上で把握することが求められる。その上で、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

事前評価時、著作権等管理事業者の指定に必要な要件を具備するための調整に係る人件費や時間費用及び文化庁長官の指定を受けるための申請書の作成及びその提出に係る準備及び人件費や時間費用等が遵守費用として生じることを想定していたところ、事後評価時点において、新たに指定を受けた著作権等管理事業者はなく、また、その他の遵守費用の発生も確認されていないため、事前評価時の費用推計と比較することは困難である。

⑤ 「行政費用」の把握

行政費用については、定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められる。特に規制緩和については、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和に基づく費用を検証し「行政費用」として記載することが求められる。また、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

事前評価時、著作権等管理事業者の指定に必要な申請・審査等手続に要する行政費用が生じることを想定していたところ、事後評価時点において、指定に係る申請を行った著作権等管理事業者はない。また、その他の行政費用の発生も確認されていないため、事前評価時の費用推計と比

較することは困難である。

⑥ 効果（定量化）の把握

規制の事前評価時に見込んだ効果が発現しているかの観点から事前評価時に設定した指標に基づき効果を可能な限り定量的に把握する。また、事前評価時の効果推計と把握した効果を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

事前評価時点では、文化庁長官の指定する著作権等管理事業者により補償金等の徴収・分配が行われることにより、権利者との連絡や許諾の申請、使用料の支払いといった膨大な手続コストが劇的に低減され、放送事業者側における著作物等の利用の円滑化がより図られるとともに、著作権等管理事業者による管理がされていない実演等の利用に応じて権利者に適切に対価が還元されることが想定されていた。

事後評価時点では、本規制の適用事例がなく、事前評価時の効果推計と比較することは困難である。

⑦ 便益（金銭価値化）の把握

把握された効果について、可能な限り金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。なお、緩和により削減された遵守費用額は便益として把握する必要がある。また、事前評価時の便益推計と把握した便益を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

⑥に記載の通り、本規制の適用事例がなく、その効果を定量的に把握することは困難であり、金銭価値化して便益を把握することも困難である。

⑧ 「副次的な影響及び波及的な影響」の把握

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。また、規制の事前評価時に意図していなかった負の影響について把握し、記載する。さらに、事前評価時に想定した影響と把握した影響を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響の把握・分析の方法については、公正取引委員会が作成するマニュアルを参照のこと。

※ 規制の事前評価時に意図していなかった負の影響の把握については、ステークホルダーからの情報収集又はパブリックコメントなどの手法を用いることにより幅広く把握することが望まれる。

本規制による副次的な影響及び波及的な影響は確認できなかった。

3 考察

⑨ 把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づく妥当性の検証

〔 把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づき、規制の新設又は改廃の妥当性について考察を行う。また、考察に基づき、今後の対応について検討し、その結果を記載する。 〕

本事後評価時点までの間、本規制が適用された事例はなく、本規制の効果を把握することは困難であった。

他方、今後本規制が適用される事例が発生した場合、事前評価時に想定された遵守費用及び行政費用が一定程度発生する一方、著作物等の権利処理が円滑に行われるとともに、今後の放送等を取り巻く環境の変化等への迅速な対応に資する観点から、本規制を継続することが妥当である。